

## 後期高齢者 医療コールセンター

愛知県後期高齢者医療広域連合がコールセンターを開設しました。

### ●対応内容

- ・保険料額決定通知書に関すること
- ・保険料額計算方法および賦課状況に関すること
- ・資格確認書・自己負担限度額適用区分等に関すること
- ・各種給付・保健事業に関すること
- ・医療費通知に関すること
- ・その他一般的な後期高齢者医療制度に関すること

### ●電話番号

☎0570-0111-558

※通話料がかかります

### ●期限

令和9年3月31日(水)まで  
※土曜・日曜・祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く  
※令和8年7月11日(土)～8月30日(日)のみ土曜・日曜・祝日も開設

### ●時間

午前8時45分～午後5時15分

### ●問合せ先

愛知県後期高齢者医療広域連合  
総務課広域調整グループ  
☎052-955-1227

## 自転車乗車用ヘルメット 購入費補助金

令和5年4月1日から自転車乗車時におけるヘルメットの着用が努力義務化されています。

本村では、自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を次のとおり補助しています。

### ●対象者

村内に住所を有する7歳から18歳までの方および65歳以上の方

※補助申請年度末に当該年齢に到達する方を含む

### ●対象となるヘルメット

令和8年4月以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットであり、SGマーク、JCFマーク、CEマーク(EN1078)など安全性の承認を受けたもの

### ●補助率等

・購入金額の2分の1の額また

は、2000円のいずれか低い額(その額に100円未満の端数がある場合は切り捨て)  
・1人につき1個(回)限り

### ●必要書類

・補助申請書

開発部建設課で配布します。または、村公式ホームページよりダウンロードできます。

・領収書の写し(保護者がまとめて申請する場合はお子さまごとに領収書が必要です)

・対象者の生年月日を証明するもの  
・自転車乗車用ヘルメットの安全承認適合がわかるもの(自転車乗車用ヘルメットの現物提示でも可)

・納税証明書または村税納付状況を税務職員以外の村職員が調査することに同意する文書

・その他村長が必要と認める書類

### ●申請期限

令和9年3月31日(水)

※自転車乗車用ヘルメットを購入した年度末までに申請をお願いします。

### ●問合せ先

開発部建設課

## 住民のための 成年後見制度勉強会

### ●日時

6月12日(金)午前10時～正午

受付時間 午前9時30分

### ●場所

すこやかセンター

### ●定員

50名(事前申込が必要)

### ●講師

弁護士 金澤篤志氏

演題 今から準備できること、死後事務委任契約や遺言について

### ●申込期限

令和8年6月5日(金)

※お気軽にお越しください。

### ●申込先・問合せ先

電話・FAXまたは次の二次元コードからお申込みください。

NPO法人海部南部権利擁護センター

☎69-8181

FAX69-8180



お申込みフォーム  
「今から準備できること  
～死後事務委任契約や遺言について～」